

酒々井町プレミアム付商品券取扱店諸注意

商品券使用可能店舗の諸注意は下記のとおりとなります。

①商品券使用対象外物品

1. 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
2. 換金性が高く、消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等の換金性が高いもの
3. 過去に実施された本商品券事業に類似する市町村の実施する事業において、不適切として対象外とされてきた性風俗特殊営業等
4. 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方自治体への支払い（公営ギャンブル含む）

②商品券の第三者への転売・譲渡や換金の防止

③例えば一人の来客者が、10人分に相当する25万円もの商品券を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を商品券使用可能店舗にて覚知した場合には、町への通報および来客者に商品券使用の取り消しについて協力を求めるなど、商品券の適正使用に向けた連携体制の確立について協力すること。

なお、この様なケースが土日、平日の夜間などに起こった場合、商品券使用者に対し、一旦使用を保留いただく旨を申し伝え、その後平日に市町村に当該対象について通報すること。

④商品券を使用して行われる取引においては、釣銭は支払わないこと。

⑤たばこの小売販売については、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されていることから、使用対象に含めないこと。